

**社会福祉法人入間福祉会**  
**おおぎショートステイ**  
**指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護事業所運営規程**

**【事業の目的】**

第1条 この規程は、社会福祉法人入間福祉会が開設する指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護「おおぎショートステイ」（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が要介護状態にある入所者に対し、適正な指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供することを目的とする。

**【運営の方針】**

第2条 事業の実施に当たっては、入所者の意思及び人格を尊重して、常に入所者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2. 従事者は、入所者が可能な限り居宅における生活への復帰ができることを念頭に、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うものとする。
3. 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
4. 事業所及びその従業者は、入間市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団、同第2号に規定する暴力団員及び同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者であってはならず、並びにこれらの者と不適切な関係を有してはならない。

**【施設の名称等】**

第3条 施設の名称、所在地、定員は、次のとおりとする。

- 一、名 称 おおぎショートステイ
- 二、所在地 入間市東町4丁目1番地77
- 三、定 員 10名

**【施設の職員の職種、員数及び職務内容】**

第4条 施設に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一、管理者 1名  
管理者は施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二、医師 1名以上  
医師は、入所者の健康状態に注意するとともに、健康保持のための適切な措

置をとる。

三、生活相談員 常勤2名以上（ユニット型及び従来型と兼務）

生活相談員は、入所者及びの家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。

四、看護職員 常勤2名以上

看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

五、介護職員 5名以上

介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。

六、管理栄養士 1名以上

管理栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行う。

七、機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。

八、運転手 1名以上

運転手は、入所者の送迎を行う。

九、介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、施設サービス計画の作成を行う。

**【指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護サービスの内容】**

第5条 指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護サービスの内容は、次のとおりとする。

一、利用者の対象者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者とする。

二、利用者は、短期入所生活介護施設に短期入所し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受ける。

三、相当期間（概ね連続する4日以上）にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。

四、従業者は、事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

五、指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護サービスの内容は、次のとおりとする。

ア、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。

イ、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

ウ、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

エ、利用者や他の利用者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

※緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

オ、衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意をはらう。

カ、入所者の心身の状況に応じて、週に2回以上入浴又は清拭を行う。

また、排泄、離床、着替え、整容等に関し、必要かつ適切な介護を行う。

キ、栄養、利用者の身体状況・嗜好、提供時間、自立支援等に配慮して食事を提供する。

#### 【利用料その他の費用の額】

第6条 指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護サービスの利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

2. その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

一、滞在費 ユニット型個室 1日 2,066円

ただし、負担限度額認定を受けている場合には「介護保険負担限度額認定証」（旧措置入所者については「介護保険特定負担限度額認定証」）に記載されている負担限度額とする。

二、食費 1日 1,800円（朝食460円、昼食、790円、夕食550円）

ただし、負担限度額認定を受けている場合には「介護保険負担限度額認定証」（旧措置入所者については「介護保険特定負担限度額認定証」）に記載されている負担限度額とする。

三、理美容代 実費

四、その他日常生活上の便宜に係る費用 実費

3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

#### 【通常の送迎の実施地域】

第7条 通常の送迎の実施地域は、入間市、狭山市、所沢市、飯能市の区域とする。

#### 【サービス利用に当たっての留意事項】

第8条 利用者は、次に掲げる事項を遵守すること。

一、共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。

- 二、火気の取り扱いに注意すること。
- 三、けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- 四、その他管理上必要な指示に従うこと。

#### 【緊急時等における対応方法】

第9条 サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行う。

協力医療・歯科医療機関は下記の通りである。

- |                      |                 |
|----------------------|-----------------|
| *おおぎ内科クリニック          | TEL04-2933-9567 |
| *医療法人耕新会 いながき歯科クリニック | TEL04-2968-9911 |
| *医療法人永仁会 入間ハート病院     | TEL04-2934-5050 |

#### ・ 協力医療機関との連携体制および情報共有について

当施設では、入居者の病状の急変時等において適切な医療を確保するため、介護保険法及び関係通知に基づき協力医療機関との連携体制を確保しています。

協力医療機関とは、入居者の健康管理、急変時の対応、入院受入れ等について連携を図るとともに、入居者の病状、既往歴、服薬状況、生活状況その他診療に必要な情報について、必要に応じて相互に情報共有を行います。

また、入居者の病状の変化等に適切に対応するため、平時から医療機関と定期的な情報共有や連携を行い、医療提供体制の確保に努めます。

なお、これらの情報の取扱いについては、個人情報保護に関する法律および関係法令を遵守し、適切に管理いたします。

#### 【非常災害対策】

第10条 施設は、消防法等の規定に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に次の事業を実施する。

1. 消化通報及び避難訓練(年2回)
2. 消防設備、施設等の点検整備
3. 従業者の火気の使用取り扱いに関する監督
4. その他防火管理上必要な業務

#### 【虐待防止に関する事項】

第11条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二、虐待の防止のための指針を整備する。
- 三、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 四、前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

#### 【衛生管理及び短期入所生活介護従業者等の健康管理】

第12条 事業所は短期入所生活介護・予防短期入所生活介護に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2. 事業所は短期入所生活介護・予防短期入所生活介護従業者に対し感染症に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

#### 【個人情報の保護】

第13条 事業所は、個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

2. 事業所が得た個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じ利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

#### 【秘密保持】

第14条 短期入所生活介護・予防短期入所生活介護従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。

2. 事業者は、短期入所生活介護・予防短期入所生活介護の従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、短期入所生活介護・予防短期入所生活介護との契約の内容とする。

#### 【苦情処理】

第15条 管理者は、提供した短期入所生活介護・予防短期入所生活介護サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために、担当者を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者の家族に説明するものとする。

#### 【事故発生時の対応】

第16条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2. 事業者はサービス提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
3. 事業所は、前項の損害賠償のため、損害保険に加入する。

#### 【身体拘束等の適正化】

第17条 当施設は、利用者の尊厳を保持し、自立した日常生活を支援する観点から、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を原則として行わないものとする。

- ・緊急やむを得ない場合の定義（発生時の対応の基本方針）

「切迫性」「非代替性」「一時性」の三つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケース

- ① 切迫性・・・利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる

可能性が著しく高いこと

② 非代替性・・・身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

③ 一時制・・・身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

＊ 緊急やむを得ない場合に該当するかは委員会にて協議の上、責任者である施設長（管理者）の判断を持って決定することとする。また、委員会の開催が難しい場合においては施設長（管理者）及び各専門職での検討の上、決定することとし個人（一人）での決定は行わないこととする。

・その対応及び時間、利用者の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録する。  
・文章により家族等にわかりやすく説明し、原則として拘束開始時かそれ以前に同意を得る。直接、同意を得ることが難しい場合には電話等にて同意を得、その旨について記録に残すこと。また、連絡が取れない場合にも連絡を試みた旨について記録に残すこと。

・記録の作成時は下記の項目に注意すること

(1) 拘束の三要件の1つのみに○がついていないか。

(2) 拘束期間の「解除予定日」が空欄になっていないか。

(3) 説明書（基準にさだめられた身体拘束の記録）作成日が拘束開始日より遅くなっていないか

・拘束を行った場合には利用者の日々の身心の状態等の観察、拘束の必要性や方法に関わる再検討を行うごとに逐次その記録を加えるとともに、従業者間、家族等関係者の間で直近の情報を共有すること。

#### 【ハラスメント行為等への対応】

第18条 利用者又はその家族その他関係者が、事業者の役員又は職員に対し、次の各号に掲げる行為を行った場合、事業者は当該行為の中止を求めることができることとする

1. 暴言、侮辱、人格を否定する発言
2. 暴力、威嚇、脅迫行為
3. 土下座の要求その他社会通念上相当性を欠く要求
4. 性的な言動、つきまとい、個人的接触の強要
5. 長時間にわたる拘束、執拗な苦情申立て
6. その他、職員の安全確保又は就業環境維持の観点から問題となる行為

＊前項の行為が改善されず、信頼関係の維持が困難であり、かつサービス提供の継続が難しいと事業者が判断した場合、事業者は契約を解除し、又はサービス提供の全部若しくは一部を停止することができることとする

#### 【業務継続計画の策定等】

第19条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する短期入所生活介護・予防短期入所生活介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 施設は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

【その他運営に関する重要事項】

第20条 施設は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一、採用時研修 採用1ヶ月以内
  - 二、継続研修 年3回以上
2. 事業所の見やすい場所に運営規程の概要を掲示し、サービス利用申込者のサービスの選択に資するように努める。
  3. 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、サービス決定調書、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。
  4. この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人人間福社会理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 6年 7月 1日から施行する  
令和 6年 8月 1日に一部改正施工する  
令和 8年 4月 1日に部改正施工する

## 契約条項（重要事項説明書）

### 第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう短期入所生活介護を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

### 第2条（契約期間）

この契約の契約期間は、要綱に定めたとおりとします。

### 第3条（短期入所生活介護計画）

事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅介護サービス計画」に沿って「短期入所生活介護計画」を作成します。事業者はこの「短期入所生活介護計画」の内容を利用者及びその家族に説明します。

### 第4条（短期入所生活介護の内容）

- 1 事業者は、第3条で定めた短期入所生活介護計画に沿って短期入所生活介護を提供します。事業者は短期入所生活介護の提供にあたり、その内容について、利用者及びその家族に説明します。
- 2 利用者事は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。

### 第5条（サービス提供の記録）

- 1 事業者は、短期入所生活介護の実施ごとに、サービスの内容等をこの契約書と同時に交付する書式の記録票に記入し、サービスの終了時に利用者の確認を受けることとします。利用者の確認を受けた後、その控えを利用者に交付します。
- 2 事業者は、サービス提供記録をつけることとし、サービスの終了後2年間保管します。
- 3 利用者は、事業者の営業時間内にその営業所にて、当該利用者に関する第2項のサービス提供記録を閲覧できます。
- 4 利用者は、当該利用者に関する第2項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。

### 第6条（利用料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として要綱に定める利用単価ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月10日までに利用者へ送付します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月末日までに支払います。

### 第7条（サービスの中止）

- 1 利用者は、事業者に対して、サービス提供日の前日午後5時30分まで（前日が日曜日の場合は土曜日の午後5時30分まで）に通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2 利用者がサービス提供日の前日午後5時までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して要綱に定める計算方法により、料金の全部又は一部を請求することができます。この場合の料金は第6条に定める他の料金の支払いと合わせて請求します。
- 3 事業者は、利用者の体調不良等の理由により短期入所生活介護の実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。この場合の取り扱いについては、要綱に記載したとおりです。

### 第8条（利用料金等の変更）

- 1 事業者は、利用者に対して、変更日の1ヶ月前までに文書で通知することにより利用料金及び食費等の単価を変更することができるものとします。
- 2 利用者が、利用料金等の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

### 第9条（契約の終了）

- 1 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間を置いて文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することが

きます。

- ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
  - ② 事業者が守秘義務に反した場合
  - ③ 事業者が利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
  - ④ 事業者が破産した場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- ① 利用者のサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合
  - ② 利用者又はその家族等が事業者やサービス従業者又は他の利用者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
  - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
  - ③ 利用者が死亡した場合

#### 第10条（秘密保持）

事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

#### 第11条（賠償責任）

- 1 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、病院等に支払う治療代については、利用者が負担するものとします。
- 2 利用者の故意又は重大な過失により居室又は備品に通常の保守・管理の程度を超える補修が必要となった場合は、利用者がその費用を負担します。

#### 第12条（事故発生時の対応）

事業者は、サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

#### 第13条（緊急時の対応）

事業者は、現に短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

#### 第14条（身分証明証携帯義務）

サービス従業者は、常に身分証明証を携帯し、初回通所時及び利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証明証を提示します。

#### 第15条（連携）

- 1 事業者は、短期入所生活介護の提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、この契約書の写しを介護支援専門員に速やかに送付します。
- 3 事業者は、この契約の内容が変更された場合又はこの契約が終了した場合は、その内容を記した書面の写しを速やかに介護支援専門員に送付します。なお、第9条第2項又は第4項に基づいて解約通知をする際は、事前に介護支援専門員に連絡します。

#### 第16条（苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、短期入所生活介護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

#### 第17条（本契約に定めない事項）

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

#### 第18条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の所在地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。